

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 14 日

秋田市長 穂積 志 殿

提出者

住 所 秋田市飯島字古道下川端 2 1 7 - 6

氏 名 東北発電工業株式会社 秋田支社

支社長 本多 孝

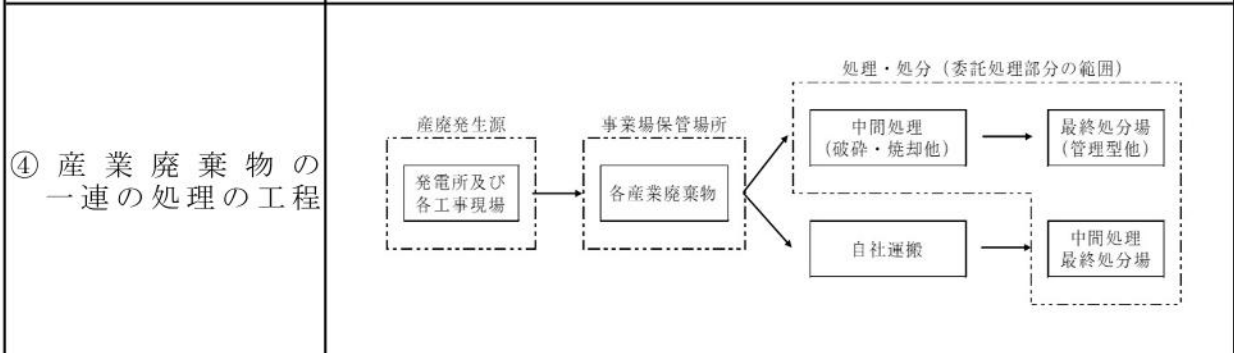
電話番号 0 1 8 - 8 4 5 - 4 7 0 7

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東北発電工業株式会社 秋田支社
事業場の所在地	〒011-0911 秋田県秋田市飯島字古道下川端 2 1 7 - 6
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

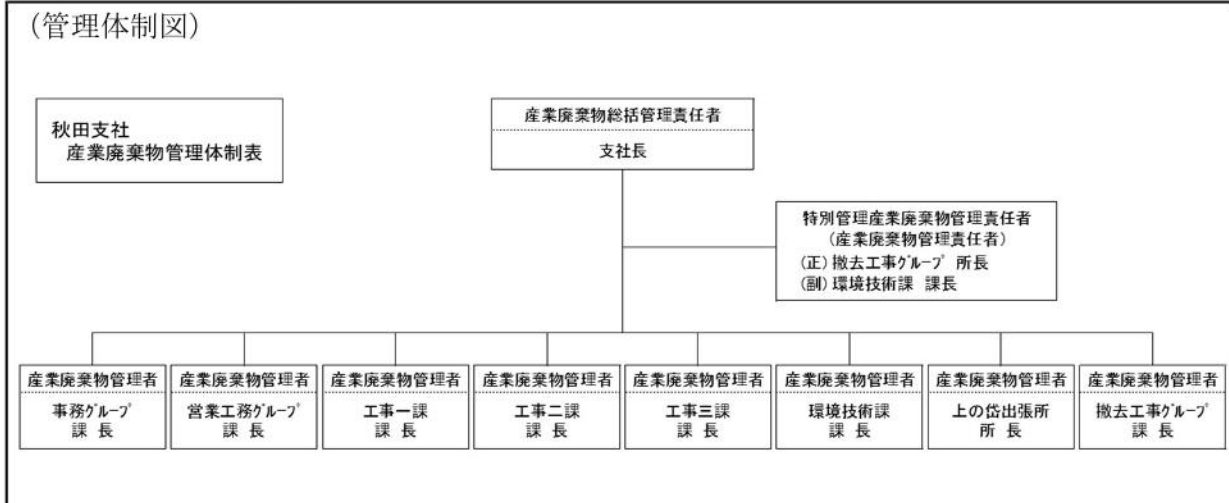
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業（設備工事業）
② 事業の規模	完工高 3 3 億円（令和4年度実績）
③ 従業員数	8 2 人（令和5年4月現在）



（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙-1のとおり	
	排出量	1463.590 t	
	(これまでに実施した取組) 1. 有効利用可能品目に対する再利用の促進。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙-1のとおり	
	排出量	1547.210 t	
	(今後実施する予定の取組) 1. 有効利用可能品目に対する再利用促進の促進・継続。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 燃え殻, 汚泥, 廃油, 廃アルカリ, 廃プラスチック, 紙くず, 木くず, 金属くず, ガラス・陶磁器くず, がれき類について, 保管場所 (保管庫) を設置し分別管理を実施している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 再利用可能品目については, 回収業者を選定し積極的に再利用を促進する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 無し		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組) 無し			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	t
(今後実施する予定の取組) 無し			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 無し		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙-1のとおり	
	全処理委託量	1,463.590 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.000 t	t
	再生利用業者への処理委託量	689.370 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	t
	(これまでに実施した取組) 1. 委託処理業者への定期的な実地確認を実施 2. 委託処理業者との契約更改の実施		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙-1のとおり	
	全処理委託量	1547.210 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.000 t	t
	再生利用業者への処理委託量	583.000 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 1. 委託処理業者への定期的な実地確認を実施 2. 委託処理業者との契約更改の実施		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

[別紙 - 1]

令和 5 年 6 月 14 日

産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

東北発電工業㈱ 秋田支社

・ 現 状 : 前年度 ([2022] 令和 4 年度) 実績量
 ・ 計 画 : 今年度 ([2023] 令和 5 年度) 計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										
	①		②+⑧		⑤		⑦		③+⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭		
	総排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量				中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残さ量のうち処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)		中間処理後、有効利用されている場合の委託量(委託先から別の業者に売却等される場合を含む。)		認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)		認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量		
現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画		
燃え殻	1.500	3.000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.500	3.000	0.00	0.00	0.000	0.000	0.00	0.00	0.00	0.00
汚泥	398.090	171.100	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	398.090	171.100	0.00	0.00	20.690	44.100	0.00	0.00	0.00	0.00
廃油	35.260	54.500	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	35.260	54.500	0.00	0.00	0.000	0.000	0.00	0.00	0.00	0.00
廃アルカリ	0.060	0.000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.060	0.000	0.00	0.00	0.000	0.000	0.00	0.00	0.00	0.00
廃プラスチック類	20.900	56.400	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	20.900	56.400	0.00	0.00	0.000	0.000	0.00	0.00	0.00	0.00
紙くず	0.080	0.600	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.080	0.600	0.00	0.00	0.000	0.000	0.00	0.00	0.00	0.00
木くず	3.210	11.500	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.210	11.500	0.00	0.00	3.210	6.600	0.00	0.00	0.00	0.00
金属くず	5.450	20.250	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.450	20.250	0.00	0.00	5.270	15.000	0.00	0.00	0.00	0.00
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	349.630	508.000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	349.630	508.000	0.00	0.00	10.790	0.000	0.00	0.00	0.00	0.00
がれき類	649.410	721.860	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	649.410	721.860	0.00	0.00	649.410	517.300	0.00	0.00	0.00	0.00
計	1463.590	1547.210	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1463.590	1,547.210	0.00	0.00	689.370	583.000	0.00	0.00	0.00	0.00